

令和2年

南部町議会第4回定例会会議録

令和2年12月15日 開会

令和2年12月18日 閉会

山梨県南部町議会

令和 2 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 5 日

令和2年南部町議会第4回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和2年12月15日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸報告
- 日 程 第 4 行政報告
- 日 程 第 5 一般質問
- 日 程 第 6 提出議題の報告
- 日 程 第 7 議案の上程・説明

議案第70号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第71号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第77号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第78号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第79号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第80号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

5. 欠席議員（0名）

6. 会議録署名議員

5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	佐野和広	教育長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	望月一弥
会計管理者 (兼) 出納室長	望月浩	総務課長	滝基成
財政課長	市川隆	企画課長	望月一希
税務課長	佐野彰紀	交通防災課長	若林安彦
福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人	住民課長	四條理恵
産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	岡村忠	建設課長	望月一臣
水道環境課長	遠藤成	デイサービスセンター所長	渡辺基
アルファセンター所長	青木正和	健康管理センター所長	仲亀哲也
学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	渡辺雄治	生涯学習課長 (兼) 公民館長	近藤利也
福祉保健課課長補佐	望月文広	出納室室長補佐	渡辺幸博
子育て支援課主幹	稲葉啓介		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	遠藤一明
--------	------

開会 午前 9時30分

○議長（遠藤光宣君）

おはようございます。

令和2年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、令和2年も余すところ半月余りとなりました。今年8月に安倍総理大臣の辞任を受け、菅内閣が「国民のために働く内閣」をキャッチコピーとして、9月に発足しましたが、新型コロナウイルス感染症との闘いという国難に直面し、感染防止と経済活動の両立という難題のかじ取りが求められる中で、Go Toキャンペーンを推奨した結果、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、感染者数が日々更新されるなど、医療体制にも多大な影響を及ぼしております。

当面は感染拡大の防止と、経済の再開を繰り返す状態が続く可能性があります、1日も早いワクチンの供給と終息を強く願うものであります。

さて、本定例会には条例の制定や一部改正など、重要な案件が提出されております。議員各位には、慎重かつ十分に議論いただけますようお願いいたします。

これから、本格的な寒さを迎えますので、皆さまには十分にご自愛いただきたいと思います。

それでは、議員各位の第4回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和2年南部町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第4回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 望月郁夫議員および6番 木内秀樹議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月24日までの10日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月24日までの10日間とすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本定例会に付する請願、陳情等はありません。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和2年度会計の8月分、9月分、10月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

ここで、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施されました、令和2年度定例監査の結果について報告がありましたので、監査委員に説明を求めます。

若林泰文代表監査委員。

○代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

私から、定例監査の結果に関する報告をさせていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、去る11月11日と13日の2日間、仲亀佳定監査委員とともに、令和2年度の定例監査を実施いたしました。

その詳細につきましては、皆さまのお手元に配布してあります、令和2年度定例監査報告書の写しをご覧いただきたいと思います。

それでは、監査結果の概要を申し上げます。

本年度の監査は、総務課、交通防災課、産業振興課、財政課、税務課、生涯学習課および万沢支所の7所属を対象に本年度4月1日から10月末日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況全般と併せて、木質バイオマスガス化発電施設、アルカディアスポーツセンター、万沢支所について現地調査を実施し、その状況を確認いたしました。

監査の結果であります。本年度実施しました各所属における財務に関する事務の執行および経営に関する事業の管理状況は、全般を通じその処理状況は適正と認められました。

私ども監査委員において措置を求める事項および指摘事項はありませんでしたが、評価する事項のほか、一部については改善または検討を要する事項が見受けられました。

各所属ごとの主な内容は次のとおりです。

はじめに総務課です。

地方公務員法の一部改正により、能力および実績に基づく人事管理の徹底が規定され、平成29年度より能力本位の任用制度、人事評価制度の導入および分限理由の明確化を実施しています。

さらに実施結果を勤勉手当の成績率に反映させるよう指導があり、検討中とのことですが、公務員という職種ゆえ極めて難しい面もあると思いますが、評価の整合性と納得性が職員から得られるよう、慎重かつ適正に取り組まれることを望みます。

南部町職員の給与は、国の人事院勧告に基づく山梨県人事委員会勧告に準じて給与が支給されていることと、人事評価制度をどのように反映していくのか、それが確実に実施できるのか、スキームをすべての職員に説明することが重要であると思われます。

また、定員適正化計画により人員削減を徹底し、平成17年度から令和元年度までの15年間で目標を上回る35.4%の削減、人員で61人の減を達成していることなどから職員不足

が懸念されます。

今後、計画的な定員および人件費の確保が保たれるよう留意されたい。

次に、交通防災課です。

町営バスは高齢者や自家用車などの交通手段を持たない町民の移動手段として、現在6路線を運行していますが、経年劣化により車両更新を余儀なくされている路線もあるとのことでもあります。

公共交通機関として運用するバスであるため、早急に対策を講じることが求められます。

また、営利を目的に実施しているバス運行事業でないことは十分理解できますが、人口減少に比例して、年々町の財政負担も増加しています。全てが不採算路線であることから、運行形態の見直しなどにより、効率性を高める努力も必要と考えます。

費用対効果のみに言及すればいいかなものかと考えますが、町民の福祉の増進に大きく寄与する不可欠な事業であり、創意工夫をこらし、継続することが望まれます。

次に、産業振興課です。

現在、中山間地域総合整備事業や県単土地改良事業を取り入れ、農道・水路・鳥獣進入防止柵などの整備を行い、労働力の軽減と営農意欲を向上させ、地域農業の振興を図るとのことですが、県をはじめとする関係機関に働きかけ、1日も早い事業完了に今後も努力していただきたい。

電気柵設置に対する助成やサル集団捕獲、囲いわなの整備は、鳥獣被害に有効であることが町内でも実証されているとのことなので、未設置地域の整備促進に努めていただきたい。

また、現在建設を進めている木質バイオマス発電施設の事業の現地調査を行い、状況を確認しました。

豊かな森林資源を有する本町の未利用材が木質バイオマス発電施設の燃料としてその価値を見出し、森林資源の有効活用につながることを期待いたします。

次に、財政課です。

町が保有する公共建築物は182施設あります。このうち学校施設が29施設で1万7,513平方メートル、スポーツ・レクリエーション施設が30施設で1万2,077平方メートル、全体のおよそ5割の面積となっています。

また、建築からの経過年数は平均で36年となり、この平均を上回る施設面積は全体の29.7%となっています。

これら昭和50年代から建設された施設が、一斉に更新時期を迎えていますが、町の財政事情は厳しく、建て替えによる対応は困難な状況であります。

さらに、構造上の問題として、想定されている東海地震に対する耐震機能についても配慮しながら対応を検討する必要があります。

説明によれば、これらの建築物を保有し続け、建て替え更新や大規模改修をするとしたならば、今後40年間で要する経費を試算したところ266億円、年に換算して6.7億円であるとのことでありました。

これら建築物以外にも、道路・橋梁・簡易水道と、住民生活に欠かすことができないものが数多くあります。

その対策の1つとして、国土強靱化計画の策定を予定しているとのことでありました。公共施設を造るときに要するイニシャルコストは、補助金や有利な起債によって比較的調達しやす

い反面、施設の運営維持に要するランニングコストに関しては、単独費用となることがほとんどであるため、今後の計画策定にあたって、住民ニーズや政策整合性、費用対効果などを総合的に評価しつつ、その役目を終えて取り壊すべき施設も含め、適正な保有量とすることが望まれます。

次に、税務課です。

町税の個人住民税、法人住民税、固定資産税、町たばこ税については、税収の確保が厳しい状況が伺えました。一方、軽自動車税は、買い換えによる増加、また入湯税については、新型コロナウイルス感染症により大幅な減額となることが推察されました。

町税全般について、落ち込みが予測される大変厳しい状況であることは理解しましたが、町の税収財源確保に向けて、今後も引き続き、最大限の努力と工夫により適正な徴収事務に努めていただきたいと思います。

また、税の公平性と公正性を担保することは大変重要であることが、職員によく理解され、督促・催告・差押等あらゆる努力の結果が見て取れ、苦勞の跡が伺えました。今後も引き続き徴収の強化を図っていくことが必要であります。

次に、生涯学習課です。

文化協会は、平成30年度から新たな組織でスタートしていますが、人口減少などと相まって、新たな加入者の確保が容易ではないとのことでありますが、伝統文化の継承など、行政としても取り組まなければならない要素も多分にあり、組織の継続に向け、教育委員会を上げて組織維持に努めていただきたいと思います。

社会教育は正に生涯学習であり、本所属の根幹をなすものと理解しています。平成29年度からはこれまでの慣習にとらわれず、「生涯学習フェスティバル」、「アルカディアスポーツフェスタ」、「図書館フェスティバル」をスクラップアンドビルドし、「アルカディアフェスタ」とするなど、改革に取り組む姿勢は高く評価されるものであります。

本町に暮らす、青少年や成人に対して行われる教育活動の推進に、大いに期待しています。

スポーツセンターは、今年度も各種教室の取り組みが、利用者ニーズを的確に捕まえたこともあり、利用者数の増加につながっているとのことであります。施設経営としての努力に敬意を表しておきたいと思います。しかし、職員体制の問題などにより、インストラクターの確保が困難であるとのことであります。町民の健康志向に答える施設として、今後も創意工夫による事業継続が望まれます。

管理施設全体として、経年劣化による修理改修が必要である箇所が全ての施設で確認できました。これについても、国土強靱化計画に合わせて一体的に検討することが必要であります。

次に、万沢支所です。

当該所属は、ここ数年来、再雇用者等で対応しています。来客者数も1日当たり、数人程度ということでありました。行政事務は、費用対効果のみを追求するものではありませんが、一定度の効率性は考慮する必要があるものと考えます。今後、存続を含めた運営方法について検討する必要性を感じました。

現地調査も実施し、職員から聴取したところ、施設に併設の万沢公民館の利用状況は、比較的良好であるとのことであります。

万沢支所の日常の事務全般については、住民課・税務課窓口事務、出納室収納事務でありました。戸籍・税務関係の証明書等は、電算処理により本庁や分庁からのシステム命令でプリン

ト作成されているので、誤りはない仕組みになっていることを確認しました。

最後に職員の年次有給休暇の取得率であります、昨年同様、各所属とも押し並べて低いことがうかがわれました。

今、政府において働き方改革の一環として有給休暇取得率70%を目指すとしていることや、改正労働基準法によるワークライフバランスの推進や、平成30年度から導入されている「キッズウィーク」など、リフレッシュや家族サービスの機会を増やすこととなっております。

しかしながら、複数の所属で人員配置の問題もあってか、休暇取得実績が著しく低い水準であることが確認されました。

年次有給休暇は労働者に与えられた大切な権利であることはもちろんのことではありますが、メンタルヘルスの不調に影響を与える要因となることがないように、本町に勤務するすべての職員が年休を積極的に取得し、家族とのだんらんの機会や、リフレッシュ休暇として有効活用されることを強く望みます。

これまで抜粋して定例監査の結果に関する概要を申し上げましたが、今回の監査の実施では、業務多忙の中、2日間にわたりご協力をいただきました役場関係者の皆さまに感謝を申し上げます。

なお、この報告書は、12月7日に町長へ提出してあります。

以上で、定例監査の結果に関する報告といたします。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、監査委員の定例監査結果説明を終わります。

若林代表監査委員、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 町長から、行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和2年南部町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

それでは、今期定例会の開会にあたり、一言ごあいさつと9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

世界中で猛威を振るい、依然として終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症ですが、国内におきましては、全国各地の医療、福祉施設でのクラスターをはじめ、家庭内でも感染が目立つなど、第3波ともいわれる感染拡大が続いています。

国内の感染者につきましては、新規の感染者数が連日過去最高を上回る状況が続いており、12日には初めて1日3千人を超える感染者が確認されるなど、累計で18万人を超え、感染拡大に歯止めがかからない状況となっております。

また、山梨県においては、富士東部地域でクラスターが発生するなど、感染者が急増していることから、7日、知事と市町村長による感染防止対策についての意見交換会がテレビ会議で行われました。

知事からは、第1に管内の各施設に対し、個別解除やグリーンゾーン認証取得を推奨してほ

しい。第2として、住民の皆さまに引き続き感染防止対策を徹底していただきたいと協力要請を受けました。

市町村長からは、感染拡大の防止に努めることが最重要課題であることから、県内全市町村が一丸となって協力することを確認いたしました。

そんな中、政府の経済対策の一環としてはじめられたG o T oキャンペーンではありますが、直近の感染拡大を受けて、G o T oトラベル事業は札幌市や大阪市を対象から一時除外いたしておりましたが、さらに今月28日から来月1月11日までの間、全国一斉に一時停止することとなりました。

また、東京都や大阪府、愛知県など、大都市部においては繁華街の飲食店に営業時間の短縮を延長要請するなど、感染拡大防止対策への協力も呼び掛けています。

一方、アメリカやイギリスなど、各国の大手製薬メーカーでワクチン開発が急ピッチで進められている中、95%を超える有効性が確認されたとするワクチンも出てまいりました。

保存や供給のための設備の確保に課題もあるようですが、日本国内で早期に接種できることを願っております。

そしてこれまで幾度となく申し上げておりますが、町民の皆さまにはマスクの着用や、手洗い、三密を避けることなど、新しい生活様式を実践し、感染予防と拡大防止に引き続き勤めていただきますよう、強くお願いいたします。

本年は、新型コロナウイルスの影響により、さまざまなイベントが中止、延期となりましたが、来年こそはたけのこまつり、あじさいまつり、南部の火祭り、そして福祉健康まつりなどのイベントが開催され、多くの皆さまに堪能していただくためにも、コロナウイルスが1日でも早く終息するよう、心から願っております。

それでは、9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

9月8日、5市6町で構成する山梨西部広域環境組合の管理者会が開催され、組合議会定例会提案案件、およびごみ処理施設建設スケジュール、ならびにごみ処理施設整備検討委員会の設置について協議いたしました。

9月10日、全国町村会長会議、全国町村会政務調査会がテレビ会議により自治会館で開催され、山梨県町村会長として参加いたしました。会議では、全国町村長大会開催について協議し、開催することを決定いたしました。

9月12日、南部中学校輝城祭に出席いたしました。コロナ禍の中での開催となりましたが、「だからこそ」のテーマのもと、元気で一生懸命な生徒たちの姿を拝見し、安堵いたしました。

9月22日、内船護国神社の秋の例大祭に参列し、戦争で天に召された方々と、公務に殉難された自衛官、警察官、消防士の皆さまの御霊の安らかならんことを心からご祈念申し上げてまいりました。

9月28日、第1次菅内閣において、山梨県選出国会議員の堀内詔子衆議院議員が環境副大臣に就任されましたので、さっそく山梨県町村会を代表して環境省へお祝いに駆けつけました。

せっかくの機会でもありましたので、町村会の要望事項であります市町村役場機能緊急保全事業についてお話をさせていただきました。後日、堀内副大臣より訪問のお礼と、令和3年度の環境省予算要求の中での地方自治体関連項目について、お話をいただきました。

10月6日、山梨県総務部渡辺理事がお見えになり、長崎自治の施策事業でありますグリーンゾーン認証制度のさらなる推進への協力依頼がありました。

また、私が町村会長であることから、町村会から新年度予算に向けて、県への要望事項について意見交換を行いました。

10月8日、峡南衛生組合定例会が開会され、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定および令和2年度一般会計補正予算を承認いただきました。

10月9日、山梨県町村議会議長会が自治会館で開催され、町村会長として出席させていただきました。式では、自治功労者表彰式が行われ、優良町村議会表彰で南部町議会が、個人表彰では本町議会議員でありました堀之内可和氏が全国町村議町会長自治功労表彰の伝達が行われました。

この表彰は、町村議会ならびに地方自治の振興発展のため、多年による功績が認められたもので、町村会を代表してお祝いを申し上げます。

10月13日、一般廃棄物最終処分所運営協議会が自治会館で開催され、協議会副会長として出席いたしました。

令和元年度の決算状況についての報告がありましたが、運営状況も計画水準を下回る処理量であったことに安心いたしました。引き続き、環境に配慮した運営を推進してまいります。

10月15日、第2回峡南広域行政組合定例議会が開会され、組合議員の遠藤光宣議員、高橋茂広議員ともども出席してまいりました。

令和元年度一般会計歳入歳出決算認定および令和2年度一般会計補正予算を承認いただきました。

10月16日、新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として懸念される中、全国町村会長会議、全国町村会政務調査会が前回に引き続きテレビ会議により自治会館で開催され、山梨県町村会長として参加いたしました。会議では、全国町村長大会提出事項について協議をいたしました。

10月25日、南部町議会議員一般選挙が執行されました。翌26日には当選された12名の皆さまに、選挙管理委員長より当選証書が付与されました。見事当選の栄を勝ち取られた皆さまに、私からもお祝いを申し上げます。

10月28日、第2回山梨西部広域環境組合定例議会が開会され、望月光彦議員ともども出席してまいりました。令和元年度一般会計歳入歳出決算認定をご承認いただきました。

10月30日、市町村総合事務組合定例議会が開催され、出席してまいりました。令和元年度一般会計歳入歳出決算認定および行政手続きの電子化事業において、共働化を行っている基幹業務システムを改修するなどの、予算を計上した令和2年度一般会計補正予算を承認いただきました。

同日、第3回町村長会議を自治会館で開催いたしました。会議では、河野行政改革大臣の行政の手続きにおける押印の廃止依頼に端を発した問題ですが、山梨は日本一の印章産地であります。そこで、印章制度文化を守るための取り組みについて協議され、押印省略の検討に当たっては、印章制度の持つ意義と、行政改革の趣旨を関係者と十分議論するなどの決議文が承認されました。

11月2日、南部町議会議員一般選挙後の初議会となる第3回臨時議会を招集いたしました。新たに議員となられた5名の皆さまの意気込みと強い決意がみなぎる中、正副議長をはじめとする各委員会などの議会構成も決まり、新体制がスタートいたしました。当選の祝意とともに、公平公正な行政運営と、住みよいまちづくりのためにご協力いただけるよう、お願いをいたし

ました。

11月6日、山梨県土地改良団体連合会理事として、県内の農政事業の促進について、山梨県副知事、それから農政部長へと要望いたしました。

11月9日、県市長会、町村会が直面する課題について、山梨県関係の国会議員との意見交換会が参議院会館で開催され、町村を代表して出席いたしました。

翌11月10日、南部町戦没者慰霊祭を文化ホールにおいて開催し、334柱の英霊に哀悼の意を申し述べました。

11月19日、全国治水砂防促進大会がシェンバツハ・サボーで開催され、山梨県砂防教会副会長として出席しました。大会終了後は、会長の樋口甲府市長とともに、参議院会館、衆議院会館を訪ね、山梨県選出国会議員を訪問し、県が進めている砂防事業に対する予算の確保、直轄砂防事業の推進、富士山火山噴火対策の推進について、引き続き国の支援をお願いしてまいりました。

翌11月20日、全国過疎地域自立促進連盟の第51回定例定期総会、総決起大会がメルパルクホールで開催され、遠藤光宣議長と出席いたしました。

現在の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月までの時限立法となっていますが、引き続き過疎地域対策の充実、強化、振興が図られるよう、新たな過疎対策法の制定を強く求める決議をいたしました。

本町も交付税などの依存財源によって、収支の均衡を図っていますが、過疎債も財政上、大変重要な財源でありますので、私も連盟理事の1人として、精力的に活動してまいります。また、大会終了後には、過疎対策関係国会議員に要請活動をしてまいりました。

11月24日、国会議員との意見交換会が、東京都道府県会館で行われ、長崎知事、市長会長の樋口甲府市長とともに出席いたしました。町村会からは、市町村役場機能緊急保全事業について、提案させていただきました。

11月25日、全国町村長会議が全国町村会館で開催され出席いたしました。会議では、コロナ禍で開催する今年度の全国町村長大会の運営などについて確認いたしました。

翌11月26日、菅義偉総理大臣、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長をはじめ、二階俊博自民党幹事長など、多くの閣僚、国会議員が出席する中、ホテルニューオータニで開催されて全国町村長大会に出席いたしました。

大会終了後、町村会正副会長で参議院会館、衆議院会館を訪ね、山梨県選出国会議員に要望活動をしてまいりました。

11月27日、峡南衛生組合臨時会が開催され、出席いたしました。

組合の元職員の不祥事について、管理者である望月身延町長から事件の内容について、議員の皆さまに説明をさせていただき、副管理者である辻早川町長、久保市川三郷町長とともに、地域住民の皆さまへ多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後は、組合独自の財務規則を作成し、随意契約の基準を厳格化するなど、再発防止策を徹底することを説明いたしました。

11月30日、第2回の南部町総合教育会議を開催し、コロナ感染拡大とインフルエンザの流行対策等について、協議、検討をいたしました。

また、私から児童生徒の学校での安全対策の1つとして、手洗い、マスクの着用など、感染

予防対策を徹底していただきたい旨をお願いいたしました。

12月3日、山梨県市町村職員共済組合の第184回組合会が招集されました。任期満了に伴う次期理事長の選挙において、出席理事の推挙により、私が理事長を務めることとなりました。

12月4日、令和3年度に向けた予算編成会議を行い、コロナ禍での事業展開に向けての予算編成の注意事項など、担当職員から説明させました。

私からは、新年度の政策予算のあり方や、主要事業として取り組む内容などのほか、財源の確保について、しっかり取り組むよう指示いたしました。

12月7日、令和2年度の定例監査、町長報告が若林代表監査委員、仲亀佳定監査委員からあり、各所属の事務執行、事業の管理状況等は、適正であると評価されました。

しかしながら、一部改善、または検討を要する事項についてご指摘がありましたので、真摯に受け止め、改善に努めてまいります。

12月10日、自民党本部に招かれ、自民党鳥獣被害防止特措法の改正ワーキングチーム、衆参両院13名の先生方や、農水省、総務省など、関係各省の皆さまの前で、全国町村会、市長会を代表して、本町の実情や課題等を交えながら発言をさせていただきました。

県選出の国会議員ではありませんでしたので、多少の緊張感はありましたが、無事大役を果たしてまいりました。

以上で、行政報告を終了させていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのようしくお願いいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に8番、望月光彦議員の質問を許します。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

それでは、耕作放棄地に関する事項の3項目について、質問をさせていただきます。

町内を回ってみますと、耕作放棄地が至る所に目に付きます。年々増え続けるこの状況に困っている住民もいることも事実です。

例えば、耕作している畑や宅地に草が覆い被さり、草の実が飛散したり、また、他人の竹が侵入してきて農地として耕作ができなくなり、大変苦勞しているとのこと。地権者が町内の人であれば、話し合いもスムーズにいきますが町外の人ですと、なかなか難しい場合があるようです。

そこで、更なる空き地を増加させないためにも、迷惑のかかっている農地においては、該当者に森林の整備や草刈りのお願いを町として、また農業委員会として依頼することはできないでしょうか。

2つ目に、農地の売買についてですが、耕作放棄地が増え続ける中、通常の農地の売買は2反歩以上耕作をしていないと取得権利がないわけですが、空き家バンクに登録した家の農地については、1畝でも売買が可能とのことを農業委員会で初めて聞きました。荒れた農地を増やさないためには、耕作のできる人に活用してもらうことは大いに歓迎するところです。

このような規約はいつから改正されたのか確認したところ、平成21年からとの解答がありました。10年前とのことであり大変驚いています。このような情報は町民に広く伝えることが大切だと思うが、どのように考えているのか伺いたい。

3つ目に、耕作放棄地が増加する中で、中山間事業が南部地区で行われ、田も整備され、また、鳥獣対策として柵も至る所に設置されました。昨年、富沢地区において再度計画する話があり、今年1月に区長さんを集め、事業を行ってほしい項目をまとめ提出していると思うが、その後の進捗状態はどうなっているのか。

以上、耕作放棄地に関する3項目の内容について伺います。

○議長（遠藤光宣君）

望月光彦議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

それでは、望月議員から耕作放棄地に放棄した農地の対策について、何点か質問をいただきました。

まず1つ目の質問であります。農業委員、農地最適化推進委員の責務として、遊休農地、荒廃農地の有効活用の推進が掲げられておりますが、今回、農地を原因とする迷惑行為の対処を町の農業委員会が全面に立って、対応できないかとのことでありますが、現状では、年に数回程度、町民から農地が関係する迷惑相談が農業委員会事務局に寄せられております。その内容に応じて職員が対応している状況であります。

合併当時、1万人を超えていた人口も8千人を割り込み、減少が続いております。しかしながら農地の面積自体は荒れていても減ることはありません。昔とほぼ同じ面積を同じように耕作管理することは難しい状態にあります。

町内の農地は約500ヘクタール、そのうち荒廃農地は約200ヘクタールと、40%にも及び、農業者の絶対数が大幅に不足している結果となっております。

今回、議員ご提案の農業委員会としての対処ですが、当面の間、農業委員、農地最適化推進委員の活動範囲内で、口頭による農地所有者に適正な農地管理をお願いすることが望ましいと考えています。

次に、2つ目の農地の売却についてであります。農地の売買は、空き家に附帯する小規模な農地が対象であり、空き家バンクに登録しさえすれば、すべての所有農地も一緒に所有権の移転ができるわけではありません。ごく限られた農地となります。

今回たまたま該当物件が発生し、指定に至りましたが、あくまでも空き家バンク登録がカギとなります。

現在の空き家バンク登録件数は3軒で、空き家バンク登録の際に附帯農地の確認および条件等確認しておりますが、過去においては、該当物件は有りませんでした。

議員のおっしゃるとおり、情報の周知は非常に重要と考えております。今後は、空き家バン

ク登録部局と、農業委員会の連携を図りながら、制度の概要、取り組み状況について情報発信してまいります。

次に、3つ目の中山間地域総合整備事業についての質問にお答えいたします。

富沢地区の中山間地域総合整備事業については、昨年度の区長さんに要望を取りまとめいただき県に提出しており、それをもとに各区の要望箇所を県と現地確認をしました。

議員のご指摘にもありましたが、耕作放棄地も多々あり、県からも農業の推進状態に疑問も投げかけられております。現在、受益面積等を検討し南部地区と同様の整備検討を進めておりますが、この事業の目的は、農業の生産条件等が不利な地域において、中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象として、農業生産基盤の整備を効果的に行うとともに、農業生活環境等の整備を併せて総合的に行うことにより、農業・農村の活性化を図り、整備を総合的に実施することとなっております。

来年には、各区へ中山間地域総合事業の目的をもう一度確認し、必要な整備等の計画を示して検討していく予定です。

その結果、農家、農業従事者、地域の方が、中山間地域総合整備事業への取り組みに強い思いがあるならば、事業推進に取り組んでまいります。

そのためには、国の事業採択が必要となりますので、今後、富沢地区の農業振興に向けた農家の意向を反映した、農村振興基本計画を作成し、事業を推進することとなります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

岡村産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、望月光彦君。

○8番議員（望月光彦君）

3項目の質問をしておりますので、1項目ずつ質問内容をしたしたいと思います。

まず、質問1の中身ですけれども、年に数回住民から迷惑相談が事務局に寄せられており、その内容に応じて対応しているということですが、具体的にどういう対応をしているのか、具体的な施策をお聞かせ願いたいと思います。

それから、当面の間は、農業委員、農地最適化推進委員の活動範囲内で口頭による適正な農地管理をお願いするという答弁でした。町内の人には比較的話し合いができるということを手ほどきしましたが、町外の人ですと、なかなか難しい面が出てくると思います。そこを含めてどうするのかということで、また個人的に農業委員の方が当事者に話をするというのは、人間関係が悪くなってしまうということもあって、なかなか農業委員としても動きづらいところもあると思います。そのへんも踏まえて、行政としてどのような対応を示していきたいのか。

それから、当面の間とありますけれども、どのくらいの期間を指して当面と言っているのか、そしてその後、当面が過ぎたらどうしようと考えているのか。要するに具体的にもう少しこのへんを掘り下げて説明をしていただきたいと思います。

それから2つ目の質問ですけれども、情報の周知は非常に重要と考えるという答弁をされていましたが、10年も前から決まっていたことが、今までPRされずになぜこの時期に発信されてきたのか。重要だと思っているなら、もう少し早めに流すべきではなかったのかなというように考えますが、今回に至った理由は、どういう理由でこうなったのか。

それから、空き家バンクに登録すれば、すべての所有農地と一緒に移転できるわけではなく、ごく限られた農地とありますけれども、具体的にはどういう規制、規約があるのでしょうか。

それから、3つ目の質問ですが、中山間事業、総合事業の目的をもう一度確認し、検討していく予定というように答えられましたが、各地区から上がった要望に関しては、農地として活用していくのに必要不可欠なことで提案しているものと理解をしております。

先ほどの令和2年度定例監査報告で、労働力の軽減、営農意欲の向上を図るため、県をはじめとする関係機関に働きかけ、今後も努力されたいという読み合わせがありましたけれども、町民の声や、定例監査の報告のまとめを受けて、実施の方向で前向きに取り組むことができないでしょうか。

以上の内容について、回答をお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

それでは、望月議員から耕作放棄した農地の対策について、何点か再質問をいただきました。まず1つ目の質問であります、迷惑相談の内容に応じて対応していることの質問ですが、具体的な行動については、近年、2件の草による迷惑相談が隣接者からありまして、事務局で状況確認を行い、電話や訪問によるお願いをして、改善につながっております。

所有者が分かったので、対応ができたわけですが、町外の所有者につきましては時間がかかりますので、農業委員会、農地最適化推進委員さんに地権者の情報を分かる範囲で集めてもらい、報告をいただき、協議後に口頭によるお願いをいたします。

今後の対応ですが、時期やその方法については農業委員会で相談してまいります。

次に、2つ目の農地の売却についての再質問をお答えします。

情報の周知は必要と考えるが、なぜこのタイミングで発信されたかについてですが、担当が農業委員会の中で、農地法第3条の下限面積について数回お話をしましたが、条件がかなり限られたものであり、広く町民全体に周知するのは、逆に誤解を招く恐れがあるため控えしました。

今後も空き家バンク登録者、および要件に該当する相談者に対して情報提供をしてまいります。

また、その内容についてですが、空き家バンク登録物件の所有者が付随する小規模農地とともに、売却を希望する場合、希望者は町外からの転入者に限り、物件と農地を希望する場合に農業委員会の許可を得て、農家でも取得が可能になります。

今回、許可案件で付随する農地の面積要件を引き下げる設定をすることにより、農業者の確保、定住促進につながります。

次に、3つ目の中山間総合整備事業の再質問にお答えします。

要望は地権者や地域の方が必要で要望してきているのは、十分理解しております。この事業は県で実施するものですが、予算内訳は国55%、県30%、町15%の負担になっております。

国や県からは、事業採択に必要な受益面積や、費用対効果が強く求められてきますので、この事業で実施が困難な箇所も出てくるかと思われます。

今後、県営事業規模として、整備要望であるか、町の財政負担を含めた事業化などを判断し、地元、町、県が協議を重ね、営農継続が見込まれる地域であるならば実施に向けて進んでまいります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

岡村産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

今、答えていただいたんですけど、近年迷惑相談が2件届いていて、状況確認をして電話で対応してきたという中身でした。あとは農業委員に調べてもらって報告をということですが、私、個人的には行政として動いてもらいたいというのが1つあるわけです。荒らさないことが農業委員の任務や仕事ですから、土地のそういうところを見て歩くというのは、確かに必要だと思います。ただ、行政として農業委員会の事務局として具体的にどういう動きをしてくれるのかというのを知りたかったんです。

なぜこんな質問をしたかといいますと、実際に今回、農業委員会の事務局に電話で連絡をしたら、はいはいと受けたまま、現場も見に来なかったと、住民からそういう意見が出たものですから、あえてここでそういう話をさせてもらいました。今の話ですと、相談が2件あって、2件対応が取れましたという話です。そのへんをここであまり追及してもいけないのですが、事務局と町民との間で同じ認識ではないということも、事実あるなという感じはしますので、今後の対応に関しては、行政としてももう少し関わっていただきたいことをお願いします。

そして、前項に関連して、富士宮市の農業委員会にも確認を入れました。富士宮市農業委員会事務局も、実際に同様の苦情はあるということです。当然、どこもそうだと思います。早川町とか、身延町もまったく同じような状況だと思います。

どういう対応を取っているのかということでお聞きしたところ、農業委員会の事務局にまず連絡が入ります。そしたらいち早く、その現場を見に職員が行きます。その後、何をするかということなんですが、現場を見て写真を撮ります。その写真を撮って、その写真を添付して、手紙にして該当者に通達という形で送り届けます。その後、農業委員が関わりまして、その通達をした後、その場所がどういうふう経過していくのかというのを、農業委員に確認していただくという方向に進めているようです。

ぜひいいところは、参考にしながら取り入れていただけたらどうかと、要するに住民の意見に耳を傾けて、行政として動いているなというのが、富士宮市の事務局の対応から、そういうのが伝わってきました。

わが町もやっているというのかもしれませんが、農業委員にお願いするだけでなく、行政も一緒になって、どちらかというと行政が主になって、動いていただけたらなというように、私は思っております。

こういう参考の意見も踏まえて、どう感じるのか答弁をいただきたい。

それから、先ほど2個目として、当面の間とあるがということで、当面というのはどういう期間を指して、その後、どうしていくのかという質問をしたんですが、それに対してはお答えされませんでした。

それから、質問2のところですよ。なぜこの10年経った今になって発信されたのかという話を疑問として投げたわけですけども、それに関してはいろいろと、誤解を招くような情報になってしまうということを踏まえて控えていましたと言っていました。誤解を招くんだったら、招かないように、もっと細かくそのへんを通達するのが行政の仕事ではないのか。

誤解を招いてしまうから、PRができなかったというのは、理由ではないような気がします。いかがでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

お答えします。

町の事務局が大いに関わっていつてもらいたいということですが、町としましても、これに関しては全面的に協力して進めていきたいと考えております。

今でも相談に応じて対処しているわけですが、今後も事務局としましても前向きに進めていきます。

今後の対応ということですが、時期、その他については、今後、農業委員会と相談していきますので、そのへんはよろしくお願いいたしますと思います。

富士宮市の件に関しても、今後、農業委員会の中で相談しながら進めていきますので、よろしくお願いいたします。

空き家バンクについては、誤解を招く恐れがあるため控えましたが、今後は、空き家バンク登録者および要件に該当する相談者に対して、情報を提供して進めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

一応、質問が2回までということなので、消化不足のところはありますけれども、前向きに行政としていろいろなことを町民の声に対応できるように、ぜひお願いをしたいと思います。

ぜひ、課長自ら、いろいろなことに対して、今もやっているとありますが、町民から苦情がないように進めていただけたらと、切にお願いを申し上げまして、以上、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

せっかくですから、私からもお話をさせていただきます。

まず、先ほどの富士宮市の件は私も聞いていまして、非常に実効性のある有効な方法ですから、これはまた産業振興課からしっかり聞きまして、それを反映させます。

それから、いくつかありますが、例えば中山間事業、最初は20億円をかけまして、南部地区に導入しましたが、実際のところはまだまだ全部できていないんです。それは何かといいますと、先ほどありましたように、国が55%、県が30%、町が15%という支払いが生じる

わけです。そして、つい最近も南部地区より、あの件はまだできないけどどうなんですかということで問い合わせがありましたから、私もすぐに産業振興課に話をしました。そうしたら、やはり県のほうでも、非常に厳しいんですね。先ほど言ったように、中山間というのは、これから先何年か見込めるという状況があった場合には、優先的にやるという状況です。県には引き続き、私からも言っておきますけれど、今後は先ほど言いましたように、やらないわけではないんです。どうしても必要だという声が多くあれば、それを最優先でやりますから、ご理解をいただければと思います。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、望月光彦議員の質問を終了いたします。

次に、7番、遠藤高芳議員の質問を許します。

7番、遠藤高芳議員。

○7番議員（遠藤高芳君）

里山周辺の住環境整備と今後の対応についてを質問したいと思います。

この問題は、以前にも関連したような質問があったと認識しておりますが、私たち町民にとって密接な事柄ですので、私なりに質問させていただきます。

今、私たちを取り巻く環境は大きく様変わりし、温暖化による天候の悪化等で長雨や高温多湿日が続出しています。

梅雨時には異常な長雨、夏場には35度を超える日が続く農作物にも被害が出ております。このように、私たちの身近なところで環境に異変が起きていることは明らかです。奥山を見ると所々で崩落箇所が見られ山肌がむき出しになっていますが、いずれは何かが起こると思います。

また、里山に目を向ますと、民家に覆いかぶさるように樹木が立ち並んでいます。強風や大雨等で地滑りも起こりかねません。日照時間も短く洗濯物も冬場では2度3度干しになり生活環境にも影響が出ます、また、鳥獣や害虫などの被害も多発し、人的被害も出ます。このような場所が町内にも数カ所あります。今後も増加の傾向にありますので、町としてもさらなる調査をしていただき、住民が安心して暮らせる環境づくりの推進が必要と考えます。

現在伐期を迎えている山も採算が合わず切り出し躊躇の傾向にあり、放置林となります。令和3年5月頃にはバイオマスガス化発電が稼働しますが、資源が豊富にある本町では、この時期に合わせ各部落でワークショップや懇談会等を開き住民の意見が繁栄する行政が必要不可欠だと思います、身近な里山周辺の整備をどのように進めて行くか、町の考えを伺います。

○議長（遠藤光宣君）

7番、遠藤高芳議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

それでは、遠藤議員の里山周辺の住環境整備を今後どのように進めていくかという質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、本町の総面積のうち88%が森林であり、南部町で生活する上で、森林との共生は切り離すことができません。

このうち、人工林面積は1万884ヘクタールにも及び、ご質問にある伐期と言われる、

11 齢級、40年から50年を経過したスギ・ヒノキがあって、その多くが占められています。

基本的には、個人が持つ私有林は、その所有者による適切な森林管理が求められており、所有者自ら、または、林業経営者に委託して管理することが望ましいとされています。

しかし、本材の低価や、所有する森林の境界や位置が分からず、手が付けられない。また、森林への関心・管理意欲の低下により管理されていない人工林が多いのが現状です。

このような状況の中、昨年度から森林環境税および森林環境譲与税が創設され、同時期に森林経営管理制度も創設されました。町といたしましては、森林管理者に対し、森林経営の意向調査を行い、自ら管理することができないため、町に委託するとされた森林について管理をしていくこととなります。

今年度は、この意向調査を、モデルケースとして行う計画です。

今後、町に委託された森林は、山梨県により公募され、公表されている「意欲と能力のある林業経営体」を中心とした林業経営体に再委託されて、間伐などの造林事業を進めていくこととなります。

本町の森林面積の多くを占めるスギ・ヒノキを中心とした人工林が、今後、森林環境譲与税などを活用し、少々時間は要することになりますが、計画的な間伐などをしていくことで、林業経営体の振興と、住環境の改善にもつながればと考えております。

この事業を推進することにより、災害にも耐え得る森林と、価値のある木材を生産することができること。

また、切り捨て間伐として林内に放置されていた、いわゆる未利用材が、バイオマス発電の燃料として利用されることで、無駄のない自然資産の活用ができるように取り組んでまいります。

このほか今年度は、災害時の予防対策として、道路や電線など、住民の方々の日常生活に欠かすことのできない、いわゆる重要インフラ施設周辺の森林整備を、1カ所モデルケースとして内船上組地区において実施いたします。

この事業が、豊かな自然に育まれた南部町に住みゆく上で、安心と安全の確保につながればと考えております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

岡村産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

7番、遠藤高芳議員。

○7番議員（遠藤高芳君）

ただいま、産業課より明確な答弁をしていただきましたので、再質問はありませんが、本町の総面積も2万87ヘクタールと、そのうち人工林が71%を占める豊富な資源がある町でございます。この豊富な資源を活用して、この町の暮らしがよくなることを期待して、私の質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、遠藤高芳議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時5分です。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（遠藤光宣君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番、木内秀樹議員の質問を許します。

木内秀樹議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

それでは、1つ目の質問をさせていただきます。

昨年より南部町でも春から夏にかけて、転々と赤くなっている木が目につくようになりました。

目視による調査では昨年度は35本、今年は1,200本を超えているとのことでした。急速に葉の色が赤褐色になって爆発的に広がっておりますが、このような状態がナラ枯れでしょうか。これについてのことを教えていただきたいと思います。

また、ナラ枯れによる枯死木は倒木や落枝の恐れがあります。風雨などで隣接する住宅や道路に倒れて人に当たるようなことも懸念されております。今後の対策を伺います。

○議長（遠藤光宣君）

6番、木内秀樹議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

それでは、木内議員のナラ枯れ対策についての質問にお答えいたします。

まず、ナラ枯れについてであります。「カシノナガキクイムシ」という全長5ミリメートル程度の小さな虫が、ナラやシイ・カシなどの本に侵入して、「ナラ菌」という菌を持ち込み、樹木を枯死させる現象をいいます。この虫に侵入された樹木は、急速に葉の色が赤褐色に変色して枯死してしまいます。

この虫が侵入しているかどうかの判断は、幹の低いところに爪楊枝ほどの小さな穴が多数開けられ、穴の近くにはフラスと呼ばれる木くずが溜まります。時期としては、6月から8月にかけて成虫が樹木に侵入し、ナラ菌を持ち込むことで、急速に枯れてしまいます。

このため、調査は9月上旬から10月にかけて行います。今年度につきましても、9月から10月にかけて、山梨県と町、林業従事者の合同で町内全域を数回にわたり道路から目視による実態調査をしました。

その結果、昨年度35本程度であった被害木は、今年度の調査で1,200本近くに増加し、約34倍と爆発的に増加しています。

南部町の森林はその多くがスギ・ヒノキを主体とした人工林に覆われており、いわゆる広葉樹は他市町村に比べてさほど多くはありません。しかし、この急激な増加率を見ますと、来年度以降もさらに増加していくことが予想されます。

対策としましては、大きく分けて2通りの方法があります。

まず1つ目として、被害木を切り倒し、1メートル程度に玉切りし、切れ目を入れ、山積みしたのちにシートを被せ、シート内を薬剤で燻蒸処理する「伐倒燻蒸処理」。

2つ目として、被害木を切り倒さず、ドリルで一定間隔に穴をあけ、薬剤を注入していく「立木燻蒸処理」といった方法です。

1つ目の伐倒燻蒸処理は、時間とコストが大きくかかり、今年度の被害本数からすると、あまり現実的な処理方法とは言えません。

このため、今年度の対策としましては、質問にもありますように、住宅や道路など、枯れた樹木が倒れた場合に、人的被害があり得るであろう箇所に絞り、立木燻蒸処理を行い、場所によっては伐倒燻蒸処理をするという方法を考えておりますが、いずれにしても、県と協議しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

岡村産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたので、これで1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

現在南部町では、地域活性化の一環としてアルカディア南部総合公園にて、「木質バイオマスガス化発電施設」の建設が始まっております。

主に南部町で間伐される未利用材を利用すると聞いておりますが、これらの目的と機能、資源はどのようなことを考えているのか、併せて今後の予定についても伺いたいします。

○議長（遠藤光宣君）

岡村産業振興課長の答弁をお願いします。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

続きまして、2つ目の木質バイオマスガス化発電の質問にお答えいたします。

バイオマス発電で利用する燃料としましては、事業者は、でき得る限り地産地消を目指しておりますので、基本的に南部町や峡南地域のスギやヒノキを中心とした間伐未利用材を活用する計画となっております。

これまで山林内に放置されていた間伐未利用材が、バイオマス発電の燃料として使われることにより、林内環境の改善が図られることによる健全な森林の育成と、森林資源の無駄のない有効活用につながりますので、今後も協議を重ねてまいります。

現在、燃料を供給するチップ工場の整備も進められております。また、チップ工場と燃料の素材提供者との間において、供給方法や価格などを決定するのに会議の場を設け協議しておりますので、ほどなく決定されることと思います。

今後の予定についてであります。現在世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響で、発電機械を設置するための技術者が、日本国内に入国できない状態となっており、建設に遅れが生じているとのこと。

民間事業で実施しておりますので、期間や稼働時期については、明確にお答えすることがで

きませんが、入国規制が緩和され次第、建設工事を進めていくとのことでありますので、早期の稼働を期待しております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

岡村産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

再質問ではございませんが、ナラ枯れについては、ナラ菌に侵された木は、一刻も早く予防処置を行うとともに、倒木や落枝の危険がありますので、人的災害の恐れがあると判断した被害木や伐採など、早急な対応をお願いいたします。

次に、バイオマス発電につきましては、まだ目的を知らない町民も多いのではないかと思います、再度質問させていただきました。

発電はもとより、個人では管理できなくなっている山林の間伐材を利用することで、森林資源の有効活用、また健全な森林に改善されることにより、台風、集中豪雨など、山地災害発生を未然に防ぐことにもつながっていくと思います。

これらを議会だより、広報を通して町民に周知していくことであります。

それゆえに早く機能するようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

せっかくの機会ですから、まずナラ枯れについて、私のほうから言いますけれど、これは新聞にも出まして、相当数が増えております。11月に東京に行きまして、県選出国會議員、それから知事も交えて話をした際に、たまたま林野庁・林務庁が来ており、その対策として、1つは伐採をして1日1本しかできないということでした。そんなのは1,200本あったらどうするんだと、気の遠くなる数字ではないかということで、違う対策を考えてほしいということで、先ほど言いました2つ目の方法がありました。

いずれにしても、これだけ南部町が大々的に、あまりいい報告ではありませんから、何とかしようということです。早急に別の方法がないのかと、それに対する支援を何とかお願いしたいということで、皆さんの前でお答えしていますから、たぶんやってくれると思いますけど、私もどんどんこのご報告はしたいと思います。

それからバイオマスですが、今、木内議員がおっしゃったように、たいへん希望の持てる事業だと思います。若干コロナ禍で技術者が遅れていますけれども、入国次第、これはどんどん進めていきたいと思ひますし、南部町にとっては、これは非常に画期的な事業ではないかなと思ひています。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、木内秀樹議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番、小泉昇一議員の質問を許します。

小泉昇一議員の質問は2問あります。

まず、1 番目の質問を求めます。

9 番、小泉昇一議員。

○9 番議員（小泉昇一君）

2 問、質問をしていきたいと思います。

1 番として、指定されている東海自然歩道の維持と管理はということで、東海自然歩道は 1970 年に、長距離自然歩道としてその整備が始まり多くの人に愛され親しまれ利用され、今日に至っています。

東は東京都八王子市の「明治の森高尾国定公園」、西は大阪府箕面市「明治の森箕面国定公園」を起点に、神奈川・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・京都からの 1 都 8 県 2 府にまたがり、総距離は 1,697.2 キロメートルのロングトレイルです。利用開始からエコロジーを基本に、みどり豊かな自然と貴重な歴史文化に訪れやすく歩きやすい遊歩道として多くのハイカーから今もって評価され親しまれています。

利用者は、2～3 年から 5 年かけて全走破を計画的にグループで、行程をプロデュースし楽しんでます。

しかし、幅広く利用者の声を聞くと、町内の指定区間の長者ヶ岳から佐野峠、思親山、八木沢峠、井出駅、真篠、六地藏公園、上徳間峠、奥山温泉、田代峠までの間、案内看板や指標が確認し難い、朽ち果てているなどなどの声を残し途中行程ながら井出駅を後にします。再び井出駅に降り立った利用者を歓迎したり、その日のうちに先を目指す利用者に、疲れを癒す宿泊施設を案内することも必要ではないでしょうか。

9 月議会の中で、東海自然歩道保全の予算計上の説明を受けましたが、国・県から東海自然歩道の維持・管理に対して、受けられる助成金は積極的に申請し整備されたいと思います。その対応を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（遠藤光宣君）

9 番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

それでは、東海自然歩道の維持と管理についての質問にお答えいたします。

本町内の東海自然歩道は、田代峠から長者ヶ岳間、約 42 キロメートルにわたって整備されています。

この東海自然歩道は、山梨県が管理する自然歩道ですが、町が県から委託され、歩道のパトロールや、事業者などに委託して、倒木の撤去・歩道の整備をしています。

県からの委託内容は、利用者の指導、歩道の適正利用のための指導啓蒙、歩道のパトロール、歩道の草刈り、美化清掃、施設の簡易な修繕、路面、階段、橋梁、栈道、標識およびその他の付帯施設の軽微な破損個所の修繕、再塗装等の応急処置、トイレの清掃などとなっております。

案内看板や標識が確認しがたいもの、朽ち果てている等がありますが、担当職員が県に改善の依頼をいたしました。が、予算や県の東海自然歩道との優先順位を理由に未だ実施されていない状態であります。

再度確認したところ、予算の範囲内で今後も順次改善をしていくとの予定ですので、町としては、受託業務にある簡易な維持・管理は、今後とも実施してまいります。

また、利用者の歓迎、疲れを癒す宿泊施設の案内につきましては、利用者は計画を立てるにあたり町のガイドマップやインターネット、役場産業振興課へ連絡をいただき、情報提供しております。

県からの助成金についてであります。一般的な維持管理に関する受託業務以外はありません。東海自然歩道の管理そのものが県の管轄でありますので、看板や標識、大がかりな修繕につきましては、利用者等の声を聞きながら今後も県に要望してまいります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

岡村産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたので、これで1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

9番、小泉。

私がメールで再質問を発信したために、事務局に届いていないということで、再質問はありませんが、南部町が合併して15年以上経過しております。立看板にはまだ、旧富沢町の名前、鯨野から徳間峠までは植樹されたスギ・ヒノキの枝等が折れて、非常に危険な部分もございます。

また、町のFM告知放送で熊の出没等を注意喚起しております。そのへんを含めて、できる注意喚起については、施しを早急にやっていただきたいと思います。

引き続きまして、通告のとおり、2つ目の質問をしていきたいと思います。

必要な箇所へ横断歩道の指定をということで、歩行者と学童の安全を確保することから、信号機と同等の規制を持ちドライバーに最大の注意力を与える横断歩道の指定を確保されたいということから、町内の至る生活道路で身障者と歩行者の立場に立って多面的に考えるとき、横断歩道の必要な箇所が多くあります。この間に指定を主張できなかったことに反省させる思いで質問していきたいと思います。

とりわけ必要急務な場所は、福土地内の国道52号線、中央化学、ウエルシア側と県道塩沢地内の睦合小学校の指定通学路の歩道です。

町内の必要箇所の現地調査を早急に実施され、必要な場所を認定し、対応されたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

9番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

若林交通防災課長。

○交通防災課長（若林安彦君）

ただいま、小泉議員から町内2カ所に、町民、学童の安全対策として、横断歩道の設置についてのご質問がありましたので、お答えいたします。

まず、1カ所目の福土地内の国道52号線、株式会社中央化学側についてであります。ウエルシア南部町店への買い物客が国道の植木の間から急に飛び出してきた、車両とぶつかりそうになったということが何件かあったと聞いております。

現在、歩行者が安全に横断できる場所は、南部町役場入口の交差点しかなく、文京地区の方が交差点を通過してウエルシアへ出向くには、かなりの遠回りとなってしまいます。

国道からの右折ライン付近に横断歩道を設置することは、かなり危険であると考えられますので、国道を安全に横断できる場所の調査を南部警察署にお願いし、可能な場所があれば、公安委員会へ要望してまいります。

2カ所目の県道塩沢地内の睦合小学校の指定通学路の歩道につきましては、児童生徒の通学時の安全確保につきましては、毎年、小中学校長、警察、山梨県、国土交通省など各種団体による通学路安全推進会議を開催し、PTAからの意見も伺い、交通、防犯に関する会議を行っております。その折には、ご意見をいただきました箇所の現地確認も実施しておりますが、議員ご指摘のような要望はこれまで出していましてはおりません。

また、年度当初に実施する、PTA、校長会、教頭会、教職員の教育4者会議におきましても、ご質問のような要望はいただいております。

今回小泉議員がご指摘いただきました要望につきましては、今後調査を行い、学校教育課と協議をし、通学路安全推進会議に諮るか検討したいと思っております。

○議長（遠藤光宣君）

若林交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

ただいま、通学路安全推進会議でそのような発言は出ていないということですが、子どもがいない家でも、南部町の人たちは、温かく子どもの生活、通学状態を見守っております。

そういう人たちからも、そういった声が出ております。ましてやあの道路は、新南部橋が出来る前は、居住している人たちの道路でした。しかし、新南部橋が開通と同時に、通勤道路として利用されております。

地域住民の人たちは、交通量が増えていると、子どもたちの通学路の見直しもしたらどうかという声も出ております。

ただ、通学路安全推進委員会の会議の中にそういう声があったということで片づけるのではなくて、そういう声を大切にすることも、行政サービスの一番大切なことだと思います。

そのへんを兼ね合わせて、今後、検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第6 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時です。

休憩 午前 1 1 時 2 7 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第 7 議案第 7 0 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 7 1 号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 2 号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 3 号 南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 4 号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 5 号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 6 号 令和 2 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 7 7 号 令和 2 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 7 8 号 令和 2 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 7 9 号 令和 2 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 8 0 号 令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

以上、11 件について、会議規則第 37 条の規定により、一括して議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、条例の制定 1 件、一部改正が 5 件、補正予算が 5 件で、合計 11 件であります。

はじめに、議案集 1 ページ、議案第 7 0 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、地方税法の延滞金に関わる既定の改正が令和 3 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集 4 ページ、議案第 7 1 号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現住居の滅失・損壊等の場合における特別休暇の取得期間について、一般職の国家公務員の休暇制度と同様に上限を定めることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集 6 ページ、議案第 7 2 号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害被害者等の救済対策の取り扱い基準により、納税者に及ぼす影響を緩和す

るため、住民税、固定資産税に特別措置を講ずることとしました。

今後、災害被害者等に対する減免措置を速やかに対応することとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案集 8 ページ、議案第 73 号 南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正が、令和 2 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案集 10 ページ、議案第 74 号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことから、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、規定の整備を行うこととしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案集 13 ページ、議案第 75 号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由であります。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、議案第 76 号から議案第 80 号は、一般会計および特別会計の補正予算であります。

議案第 76 号 令和 2 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）であります。歳入歳出それぞれ 5,346 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 65 億 4,719 万円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、公共施設等、総合管理事業における農村環境改善センターの改修事業費や、過少であります。アルカディア多目的広場の設計業務委託料、分庁舎の駐車場用地買収費などを計上しました。

歳入では、国庫および県支出金、財産収入、繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業に対する歳入歳出の減額補正も計上しております。

次に、特別会計であります。議案第 77 号の簡易水道事業特別会計補正予算は、繰入金を財源とし、西部簡易水道改良事業など、145 万 1 千円を補正するものです。

議案第 78 号の国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定は、繰入金および繰越金を財源として、システム改修と介護納付金の計 10 万 6 千円を補正いたします。

議案第 79 号の介護保険特別会計補正予算は、国庫支出金および繰入金を財源とし、峡南広域行政組合負担金等 255 万 1 千円を補正いたします。

議案第 80 号の後期高齢者医療特別会計補正予算は、繰入金および補助金を財源として、システム改修費用 61 万 6 千円を補正するものです。

以上が、本定例会に提案させていただきました議案の説明ですが、詳細な内容につきましては、担当課長が説明いたしますのでよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、議案第70号について、四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第71号について、滝総務課長。

○総務課長（滝基成君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第72号、議案第73号、および議案第74号について、佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第75号について、佐野福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（佐野武人君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第76号から議案第80号について、市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日16日、水曜日には、本会議2日目、現地視察を行います。

午前9時開議となりますので、議員の皆さまは、午前8時45分までに控え室にご参集くださいますようお願い申し上げます

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後1時44分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年12月15日

南部町議会議長

遠藤 光 宣

会議録署名議員

望 月 郁 夫

会議録署名議員

木 内 秀 樹

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明

令和 2 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 6 日

令和2年南部町議会第4回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和2年12月16日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

5. 欠席議員（0名）

6. 会議録署名議員

7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（1名）

建設課長 望月一臣

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

開議 午前 9時00分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年南部町議会第4回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第4回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 遠藤高芳議員および8番 望月光彦議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（遠藤光宣君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、明後日18日金曜日、午前9時30分より、3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるようよろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後1時08分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年12月16日

南部町議会議長

遠藤 光 宣

会議録署名議員

遠藤 高 芳

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠藤 一 明

令和 2 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 8 日

令和2年第4回南部町議会定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

令和2年12月18日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 提出議案に対する質疑・討論・採決

議案第70号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第71号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第77号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第78号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第79号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第80号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日 程 第 3 議員派遣の件について

日 程 第 4 閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

5. 欠席議員（0名）

6. 会議録署名議員

9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
----	------	-----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	佐野和広	教育長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	望月一弥
会計管理者 (兼) 出納室長	望月浩	総務課長	滝基成
財政課長	市川隆	企画課長	望月一希
税務課長	佐野彰紀	交通防災課長	若林安彦
福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人	住民課長	四條理恵
産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	岡村忠	建設課長	望月一臣
水道環境課長	遠藤成	デイサービスセンター所長	渡辺基
アルファセンター所長	青木正和	健康管理センター所長	仲亀哲也
学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	渡辺雄治	生涯学習課長 (兼) 公民館長	近藤利也
福祉保健課課長補佐	望月文広	出納室室長補佐	渡辺幸博
子育て支援課主幹	稲葉啓介		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	遠藤一明
--------	------

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第4回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、一昨日の現地視察、大変ご苦労さまでした。

アルカディア多目的広場と新々富士川橋の進捗状況について、現地を確認しました。

アルカディア多目的広場については、総面積約3ヘクタール以上になります。富士川側1.5ヘクタールを芝生多目的広場として、t o t oサッカーくじの助成を受け建設し、そのほか収容台数250台の駐車スペースや幼児から学童までが利用できる遊具設置、外周のウォーキング遊歩道500メートルなどを計画し、再来年6月ごろの完成予定とのことでした。

また、新々富士川橋については、1日に2万4千台ともいえる富士川を渡る車を、富士市に架かる3つ目の橋として、交通渋滞を減らすことに加え、災害時の輸送ルートを確保するといった効果が期待され、新たに建設されるとの説明を受けました。

現在、令和5年度の完成を目指して工事を進めているとのことで、1日も早い完成が望まれます。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願いいたしますとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げまして、3日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第4回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 小泉昇一議員および10番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、議案第70号から議案第75号まで、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第70号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号の質疑を終結いたします。

次に、議案集4ページをお開きください。

議案第71号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号の質疑を終結いたします。

次に、議案集6ページをお開きください。

議案第72号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第72号の質疑を終結いたします。

次に、議案集8ページをお開きください。

議案第73号 南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第73号の質疑を終結いたします。

次に、議案集10ページをお開きください。

議案第74号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第74号の質疑を終結いたします。

次に、議案集13ページをお開きください。

議案第75号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第75号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第76号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第6号)について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに、歳入、11ページから13ページについて、質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員(望月光彦君)

8番、望月。

13ページの21款5項4目1節の施設損傷補助金というのがありますが、これは家屋補償ということで、どんな影響があつて、どういう補償なのでしょう。

○議長(遠藤光宣君)

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長(兼)公民館長(近藤利也君)

それでは、8番、望月議員の質問にお答えしたいと思います。

傷害損傷補償金の177万2千円についてですが、こちらにつきましては、中部横断自動車道の建設に伴い、文京区平多目的集会センターの工事前後の調査によりまして、54カ所の外壁クラック、建具、隙間等の工事振動の影響と考えられる損傷個所について支払われる中日本高速道路株式会社からの損傷補償金となります。

補償金につきましては、関東用地対策連絡協議会の損失補償算定に基づき算出された額を町の歳入として受け入れを行いまして、修繕実施の判断は地域の実情に応じて対応していただくため、平多目的集会センターに対し、分館改修費として支出するものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

平の多目的集会センターに補償されたというのは分かりましたけど、その近辺にまだ建物があるのではないかと、なぜこの部分だけ亀裂があったということの補償があるのでしょうか。要するに、その地域にどんな形で住宅があるか、その1カ所だけに補償がというのは、どうも理解できません。どうしてそこだけそういう補償の対象にしたのか、亀裂があるということが、どういう状況で説明されて、その原因で亀裂が入ったという決めたのかということが理解できない。そのへんを含めて、ほかのところは問題ないが、ここだけですよという理由をお願いします。

○議長（遠藤光宣君）

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（近藤利也君）

望月議員の質問にお答えしたいと思います。

文京区平周辺につきましては、工事車両、大型ダンプ、トラックでの資材搬入の振動による影響があるのではないかとと思われる地域があります。ですから今回、文京区平多目的集会センター以外に、その搬入路に伴う周辺の民家についても、中日本高速道路株式会社のほうから、補償金が支払われているということでもあります。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

6番、木内。

11ページの下段ですけれども、15款国庫支出金の4目土木費国庫補助金、2節社会資本整備費補助金3,363万4千円の減額について、3節道路橋りょう費補助金となっておりますが、これは2節から3節に変わっておりますが、この移行した理由は为什么呢。お聞かせ願ひしたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

6番、木内議員のご質問にお答えいたします。

当初予算では、道路改良、橋梁点検、インフラ長寿命化につきまして、一括で7,003万4千円を社会資本整備補助金として、昨年同様、国への申請と予算計上をしてまいりました。今回、年度途中ではありますが、国より内示と通達を受けまして、橋梁点検とインフラ整備につきましては、道路メンテナンス事業費補助金として名称を改めましたので、新たな節を設けたものです。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

続きまして12ページ、17款1目不動産売払収入、ここの宅地面積と場所、単価が分かればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

木内議員のご質問にお答えします。

分譲地の場所については、平の宅地分譲地でございます。面積につきましては306.32平方メートル、単価につきましては、平方メートル当たり1万1,800円でございます。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

17ページから27ページについて、質疑はありませんか。

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

11番、高橋。

22ページになりますが、8款消防費、2目消防施設費、14節工事請負費の消防団拠点施設設置工事費が938万3千円の増額になっていますが、5ページ繰越明許費にこれが載っていきまして、3,037万1千円ですので、だいぶ増額の幅が大きいわけですけど、この増額になった経緯をお願いします。

○議長（遠藤光宣君）

若林交通防災課長。

○交通防災課長（若林安彦君）

ただいまの11番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

南部町消防団、第8部拠点新築工事につきましては、令和2年5月27日に町内建築設計事務所と契約し、委託発注を行いました。その後、地盤調査の結果から、地盤補強の工事が必要となったため、9月議会におきまして、143万円の追加工事費を予算要求して予算を確保いたしました。

令和2年9月18日に入札を依頼する業者を決定する指名会議を行いまして、建築一式総合評定地1千点以上の建築実績があり、確実に工事が履行できる6社を選定いたしました。

10月6日に入札業者が設計書の閲覧を行いました。その後、10月21日に入札を行ったわけですが、6社とも辞退に終わってしまったという経緯となっております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

経緯は分かりましたが、あまりにも高額な増額ということで、これからの対応ということについてお聞きしたいんですけど、これからこういうことがないように、どのような対応を取るかお聞かせ願います。

○議長（遠藤光宣君）

若林交通防災課長。

○交通防災課長（若林安彦君）

ただいまの11番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

本町には建築主事という職の者がおりません。建築主事は、都道府県人口25万人以上の政令で定める地方公共団体におきましては必ず設置しなければならないとなっております。建築主事とは建築確認申請、工事完了検査の審査に伴う役職でありまして、建築基準関係規定に適合しているかどうかの判断をするために必要な知識および経験値を有しており、建築単価や建築物の標準的な価格なども詳しいと思われます。

このような建築主事がいない状況ではありますが、今後、このようなことが起こらないために、交通防災課では職員の建築業に関する研修に積極的に参加し、建設課の土木設計担当とも密接な情報交換を行いまして、建築関係の見識を深めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

21ページ、7款4項1目の公園管理費のところです。昨日、現地視察をしたときに、天然芝で多目的広場を造るという話がありました。そのときに、実際に天然芝になりますと、この後の管理にお金がかかってくると推測されます。それを、年間に大体どのくらいの経費として読んでいるのか、またその経費をどういう形で埋め合わせをして対応していくのか。多目的広場に関しては、実際に使用料等計画しているのか、それとも無料で開放するという形で考えているのか、そのへんも含めて、今後の対応を分かっていたらご説明していただきたいと思えます。

○議長（遠藤光宣君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

8番、望月議員のご質問にお答えいたします。

今のところ詳細については申し上げられませんが、完成は再来年の6月ごろになるかと思っております。今後、建設につきましては建設課で行いますが、維持管理につきましては

は、スポーツセンターのある生涯学習課で管理予定ですので、打ち合わせをしながら進めてまいります。また予算についても、協議をしてまいりたいと思っております。

サッカーの会場につきましては、使用料を取っていききたいと、私どものほうでは考えております。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今、建設課の話がありましたけど、使用料についてはこれから検討しますが、例えば富士川町が造りました施設はかなり高額なんです。費用対効果みたいなことで取っていますが、あれをするつもりはありません。なぜかという、私は南部町に来ていただくためのまちづくりということで、金額云々ではなくて、そういう施設があることによって、もっともっと人を呼び込むような、そういう形に持っていきたいものですから、極力抑えるようにします。それがまちづくりの基本だと思っています。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

6番、木内。

17ページの2款総務費の3目ですけども、16節、以前にも説明があったかと思うんですけど、再度質問させてください。

用地買収費、場所と、今後どのように利用されるのか、使い道が分かりましたら説明をお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

木内議員のご質問にお答えいたします。

この土地は、建設省富士川中流出張所横の財務省が管理している国有地でございます、そこを駐車場用地として購入する計画のものであります。

駐車可能台数は10台ということで、現在も財務省から借り受けて、未舗装でありますけども駐車場用地として一般の方用に供しております。

よろしいでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

6番、木内。

18ページの12目、14節工事請負費、農村環境改善センター改修工事1,500万円とありますけれども、改善センターをどのように改善するのかのご説明をお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

滝総務課長。

○総務課長（滝基成君）

6 番、木内議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

農村環境改善センター 1 階事務室を産業振興課事務室に使用するために改修するものでございます。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番、望月光彦議員。

○8 番議員（望月光彦君）

8 番、望月。

23 ページの学校適正配置事業、工事請負費 549 万円とありますが、これが学校プール改修工事費になっておりますが、これはプールの改修ですか、それとも側面、その周りの改修なんでしょうか。

私の認識ではプールの周りを含めてこの金額だというような感じがあるんですけど、もしそうだとすると、プールを建設したときに、この金額が盛り込まれなくて、今回、こういった形で、別件で計画されたのかということです。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺学校教育長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（渡辺雄治君）

それでは、8 番、望月議員の質問にお答えします。

当初予算の際には、それを含めたような予算配分を取っていましたが、造る段階の設計をする際に、学校等の意見を聞きまして、プールサイドに日よけテント等も必要になるということで、そちらの工事を進めてまいりました。そのため、外構工事は盛らない形で進めております。

できればそれを差金等でやろうと思いましたが、入札が 97% という形でしたので、今回、外構工事部分を盛らせていただきました。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番、木内秀樹議員。

○6 番議員（木内秀樹君）

6 番、木内。

21 ページの 7 款土木費の 18 節負担金補助及び交付で、急傾斜地崩壊対策事業負担金、どこの急傾斜地なのか、次年度以降の計画があるのかどうか、こちらもお聞かせ願いますか。

○議長（遠藤光宣君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

木内議員のご質問にお答えいたします。

当初予算にて東根熊、町屋、十島、西根熊、4カ所の負担金 400 万円を計上しておりますが、山梨県より新たに追加補正としまして、3カ所の負担金の申し出がありましたので、増

額するものです。

場所につきましては、居里と火打石、越渡となります。

今後の計画につきましては、今、申し上げたところを継続して行っていくことと、22カ所、今まで急傾の箇所を工事してまいりましたが、その長寿命化についての健全化を図ってまいるということを伺っております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第76号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第77号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、9ページと13ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第77号の質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、事業勘定の25ページと29ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第78号の質疑を終結いたします。

次に、議案第79号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、39ページから45ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第79号の質疑を終結いたします。

次に、議案第80号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、55ページと59ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第80号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、議案第70号から議案第75号までの条例の制定、一部改正の6件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第70号から議案第75号までの討論を終結いたします。

次に、議案第76号から議案第80号までの補正予算5件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第76号から議案第80号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

はじめに、議案第70号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第71号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第72号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第73号 南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第73号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第74号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第75号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第76号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第77号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第78号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第79号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第80号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

現在、予定されている議員派遣案件はございませんが、臨時案件が発生した場合、議長の判断において、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時案件発生の場合は、議長の判断において、議員派遣することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 閉会中の継続調査等についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和3年第1回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元に申し出の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

令和2年南部町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

閉会 午前10時12分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年12月18日

南部町議会議長

遠藤 光 宣

会議録署名議員

小 泉 昇 一

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明